

熊本県公報

第11060号
平成15年12月8日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示
- 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定……………(介護保険課) 1
 - 水俣港内公有水面埋立てに関する告示縦覧……………(港湾課) 1
- 公 告
- 換地処分……………(農地建設課) 3
 - 宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分……………(建築課) 3
 - 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 3

告 示

熊本県告示第1159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年12月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|----------------------------|---------|-------------|
| グループホームおかもと 玉名市亀甲251番地5 | 医療法人誠真会 | 平成15年11月25日 |

熊本県告示第1160号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成15年12月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 出願者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 埋立区域

- (1) 位置

- 1工区

水俣市大字月の浦字前田54の56、54の41及び54の40並びにこれらの区域に介在する道路地先公有水面

- 2工区

水俣市大字月の浦字前田54の40、54の148及び54の147地先公有水面

- 3工区

水俣市大字月の浦字前田54の149及び54の141地先公有水面

- (2) 区域

- 1工区

次の地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D. L. + 3.52 m)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成14年1月18日付け熊本県指令港第17号の免許に係る埋立ての埋立区域により囲まれた区域

- 2工区

次の地点のうち⑪の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から154度10分11秒18.50 m地点を円心とする半径18.50 mの円周で⑬の地点と⑭の地点とを結ぶ北西側の円弧及び⑭の地点と⑮の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地と